

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16

IV 付言の実績	20
----------	----

[参考資料]

1 審査会委員名簿	31
2 諮問・答申件数一覧表	33
3 答申一覧	39

平成29年度の調査審議等の状況

(平成29年4月～平成30年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成29年度の諮問件数は985件、答申件数は969件である。

なお、平成13年度から平成29年度までの総諮問件数は15,065件、総答申件数は14,005件であり、平成29年度末時点で審議中の件数は511件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成29年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	702	647	18
個人情報保護	283	322	7
合計	985	969	25

[平成29年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	813	798	21
独立行政法人等	172	171	4
合計	985	969	25

[平成13年度～平成29年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成29年度末) (a-b-c)
行政機関	13,174	12,278	438	458
独立行政法人等	1,891	1,727	111	53
合計	15,065	14,005	549	511

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

1-1 中間答申

平成29年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

平成29年度における諮問事件の取下げは、合計で25件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

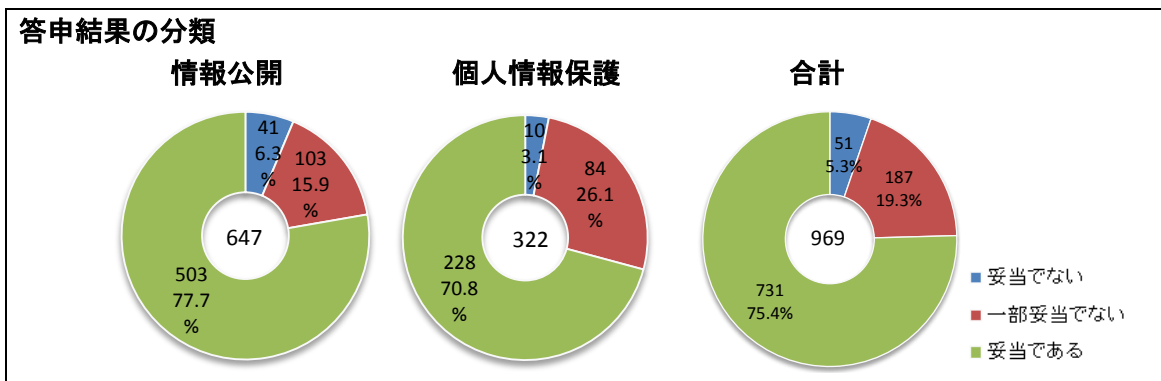
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	15件	3件	18件
個人情報保護	6件	1件	7件
合計	21件	4件	25件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	9件
審査会意見通知	7件
全部開示	4件
改めて開示決定等を実施	3件
却下	1件
その他	1件
合計	25件

2 答申結果の分類

平成29年度に出された答申件数(969件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、238件(24.6%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	41件 (6.3%)	10件 (3.1%)	51件 (5.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	103件 (15.9%)	84件 (26.1%)	187件 (19.3%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			238件 (24.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	503件 (77.7%)	228件 (70.8%)	731件 (75.4%)
合計	647件 (100%)	322件 (100%)	969件 (100%)



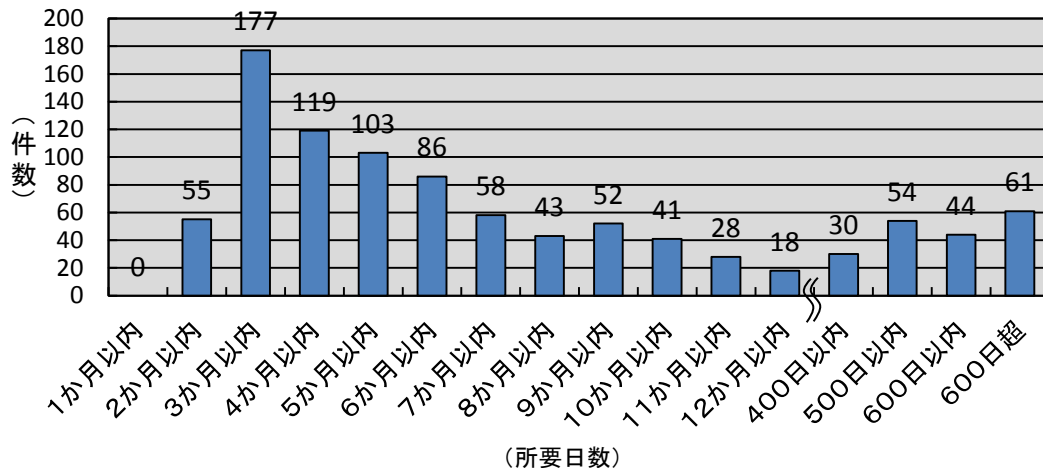
3 平均処理期間・審議回数

平成29年度の答申（969件）について、平均処理期間は235.1日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では37日で処理が終了しており（平成29年度（行情）答申第551号）、最長の事件では1,102日かかっている（平成29年度（独個）答申第53号及び第54号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は6か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は9か月以内に答申を出している。

答申所要日数



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成29年度の答申（969件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 平成29年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

平成29年度の答申（969件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは489件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成29年度の答申（969件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

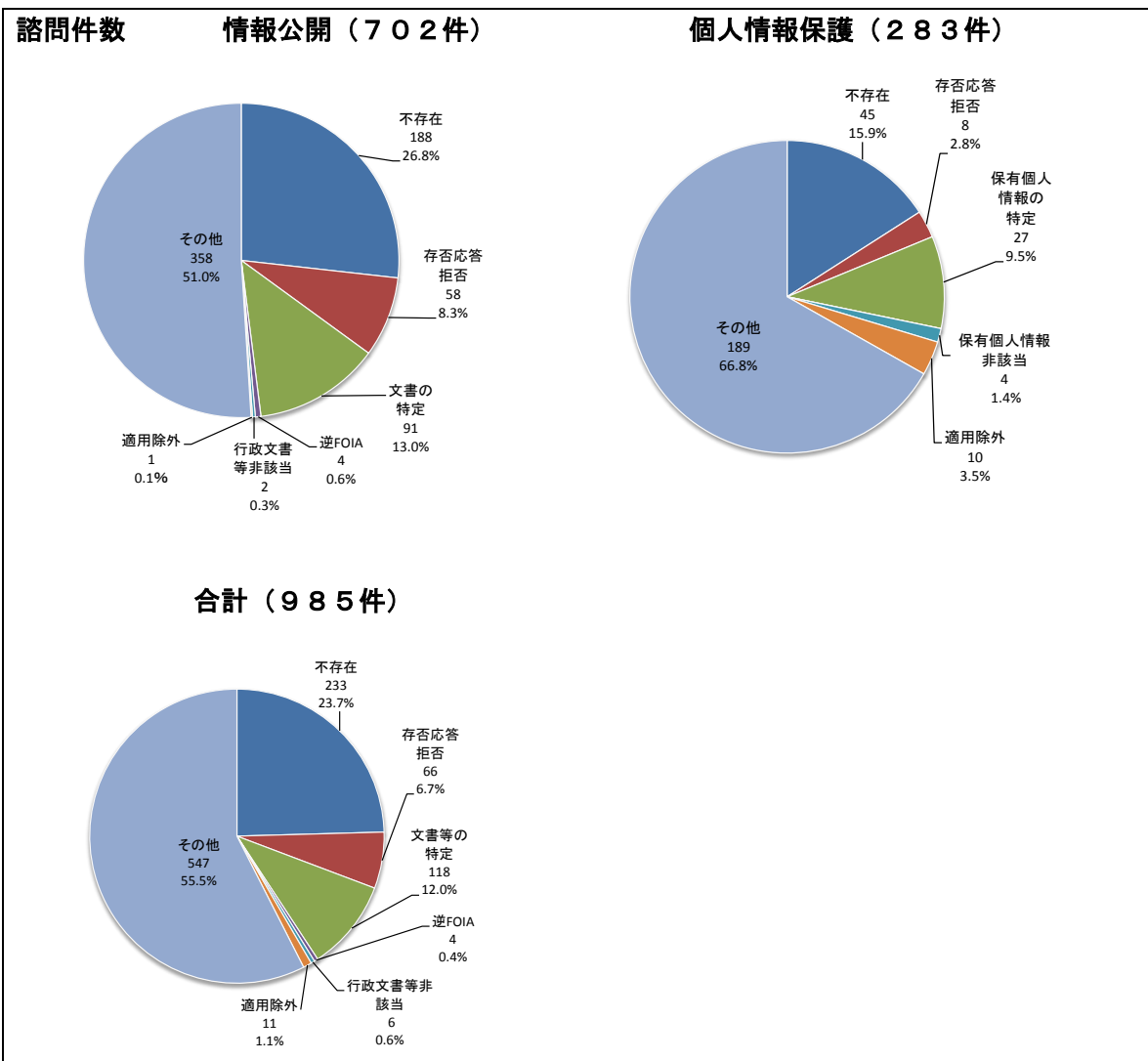
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	188	45	233
存否応答拒否事件	58	8	66
文書等の特定を争う事件	91	27	118
逆FOIA事件	4	0	4
行政文書等非該当事件	2	4	6
適用除外事件	1	10	11
その他事件	358	189	547
合計	702	283	985

(注1) 「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。



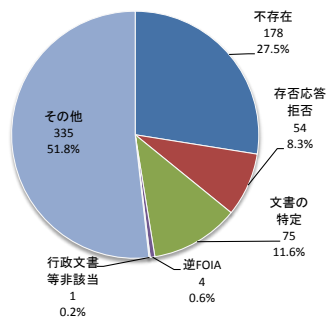
(答申)

(単位：件)

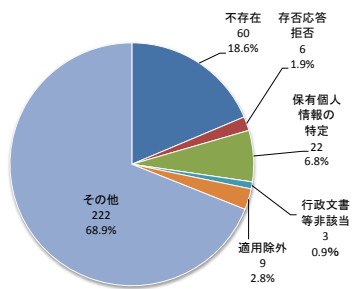
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	178	60	238	19	14	5	219
存否応答拒否事件	54	6	60	8	8	0	52
文書等の特定を争う事件	75	22	97	8	8	0	89
逆FOIA事件	4	0	4	1	0	1	3
行政文書等非該当事件	1	3	4	0	0	0	4
適用除外事件	0	9	9	1	1	0	8
その他事件	335	222	557	201	20	181	356
合計	647	322	969	238	51	187	731

答申件数

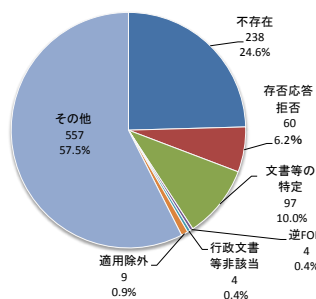
情報公開 (647件)



個人情報保護 (322件)

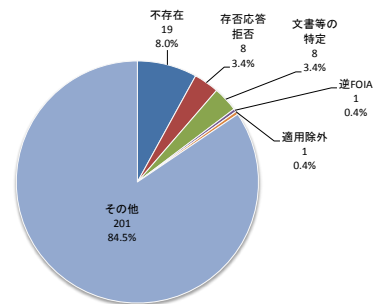


合計 (969件)

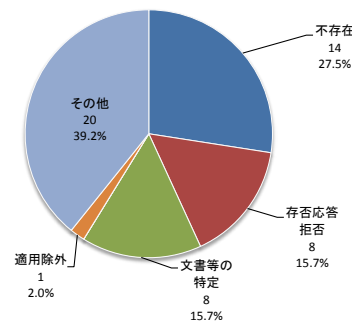


答申結果別の内訳

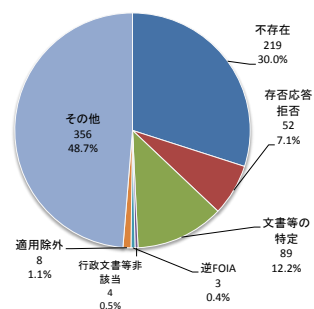
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (238件)



「全部を妥当でない」 (51件)



「妥当である」 (731件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成29年度で233件（情報公開188件、個人情報保護45件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、238件（情報公開178件、個人情報保護60件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、14件あり、全て情報公開関連（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第16号、第79号、第80号、第95号、第102号、第108号、第222号、第253号、第283号、第324号、第388号、第538号、第556号及び第557号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成29年度に66件（情報公開58件、個人情報保護8件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、60件（情報公開54件、個人情報保護6件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、8件あり、情報公開関連が7件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成29年度（行情）答申第135号、第237号、第366号、第437号及び第475号並びに平成29年度（独情）答申第43号及び第73号

（注2）平成29年度（独個）答申第43号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成29年度に118件（情報公開91件、個人情報保護27件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、97件（情報公開75件、個人情報保護22件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、8件あり、全て情報公開関連（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第8号、第121号、第461号、第466号、第467号、第468号、第519号及び第521号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成29年度に4件（情報公開4件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、4件（情報公開4件）について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成29年度に6件（情報公開2件、個人情報保護4件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、4件（情報公開1件、個人情報保護3件）について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成29年度に11件（情報公開1件、個人情報保護10件）の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、9件（個人情報保護9件）について答申を出している。

この適用除外を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件あり、個人情報保護関連が1件（注）である。

（注）平成29年度（行個）答申第99号

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、9件あり、情報公開関連が6件（注1）、個人情報保護関連が3件（注2）である。

（注1）平成29年度（行情）答申第396号並びに平成29年度（独情）答申第15号、第24号、第43号、第47号及び第48号

（注2）平成29年度（行個）答申第98号並びに平成29年度（独個）答申第43号及び第66号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、2件あり、情報公開関連が2件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第218号及び第220号

9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）

9-1 総会

平成29年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

平成29年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した（平成29年10月6日）。

10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	30回
第2部会	31回
第3部会	33回
第4部会	31回
第5部会	32回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成29年度の諮問件数は702件、答申件数は647件である。

なお、平成13年度から平成29年度までの総諮問件数は12,249件、総答申件数は11,406件であり、平成29年度末時点での審議中の件数は375件である。

○情報公開関連

[平成29年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	610	566	15
独立行政法人等	92	81	3
合計	702	647	18

[平成13年度～平成29年度]

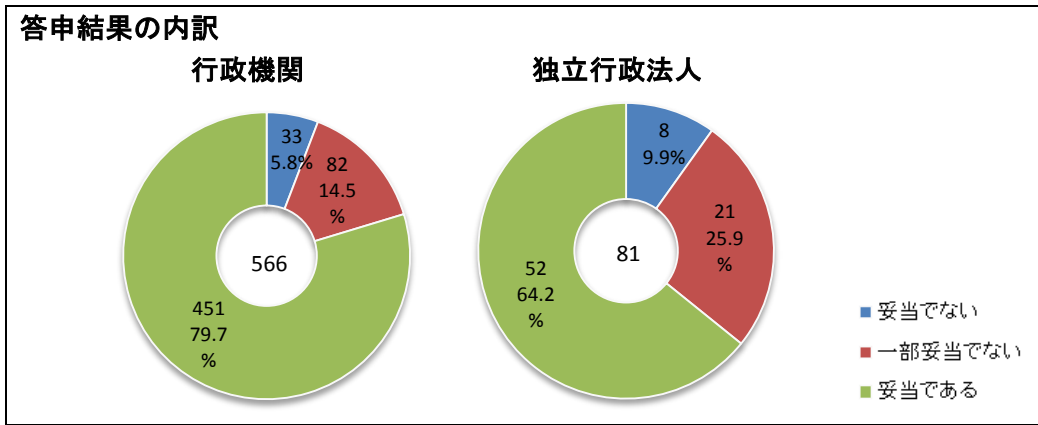
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成29年度末) (a-b-c)
行政機関	11,013	10,299	374	340
独立行政法人等	1,236	1,107	94	35
合計	12,249	11,406	468	375

2 答申結果の分類

平成29年度に出された答申件数(647件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、144件(22.3%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	33件 (5.8%)	8件 (9.9%)	41件 (6.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	82件 (14.5%)	21件 (25.9%)	103件 (15.9%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			144件 (22.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	451件 (79.7%)	52件 (64.2%)	503件 (77.7%)
合計	566件 (100%)	81件 (100%)	647件 (100%)

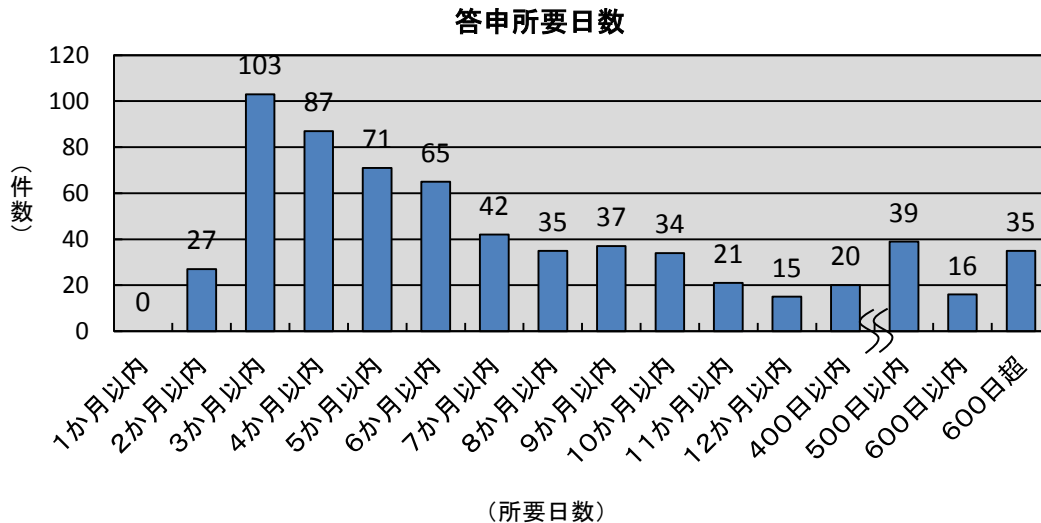


3 平均処理期間・審議回数

平成29年度の答申（647件）について、平均処理期間は229.3日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では37日で処理が終了しており（平成29年度（行情）答申第551号）、最長の事件では1,071日かかっている（平成29年度（行情）答申第395号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は6か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成29年度の答申（647件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

平成29年度の答申（647件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは319件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成29年度の答申（647件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

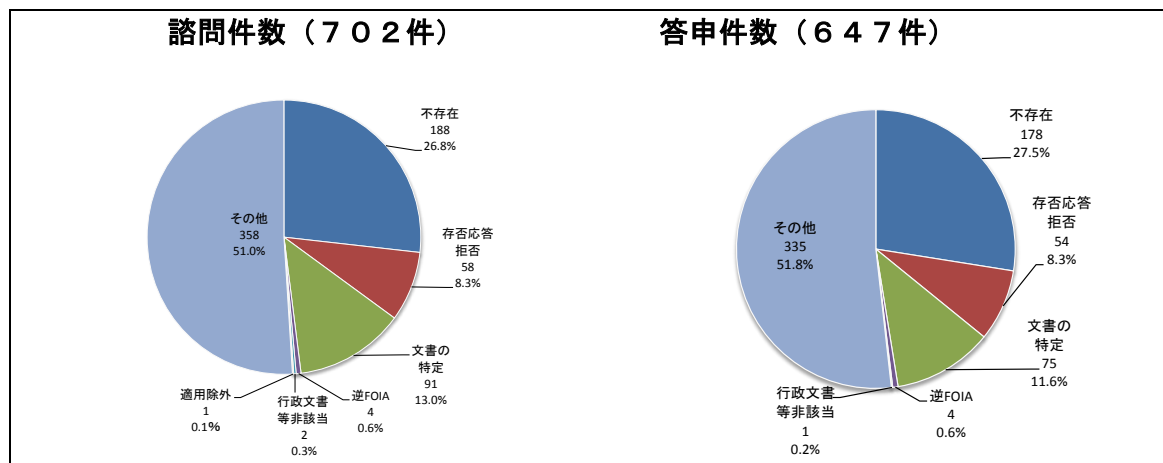
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

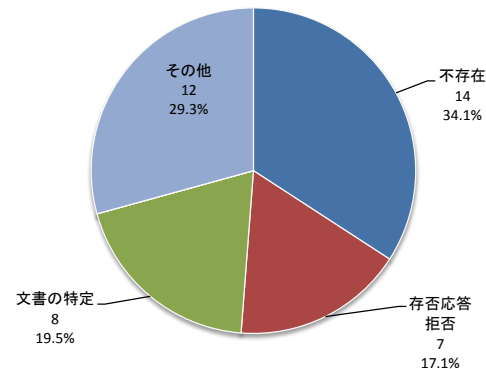
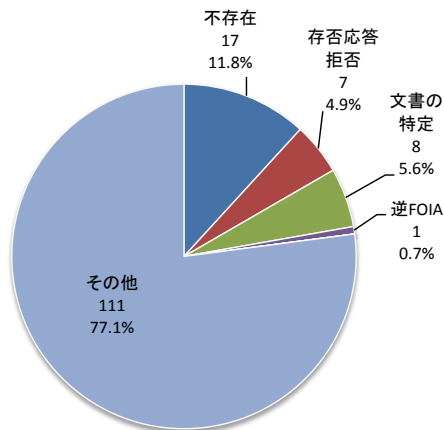
（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	188	178	17	14	3	161
存否応答拒否事件	58	54	7	7	0	47
文書の特定を争う事件	91	75	8	8	0	67
逆FOIA事件	4	4	1	0	1	3
行政文書等非該当事件	2	1	0	0	0	1
適用除外事件	1	0	0	0	0	0
その他事件	358	335	111	12	99	224
合計	702	647	144	41	103	503

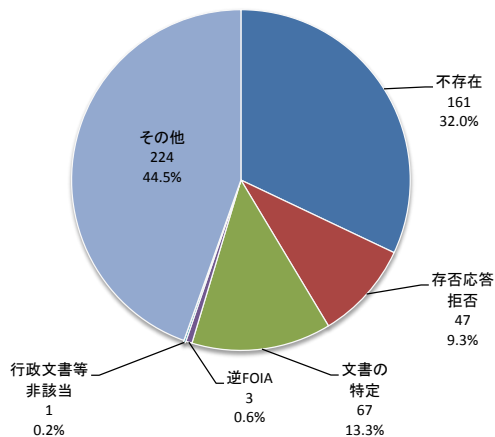


答申結果別の内訳

「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（144件） 「全部を妥当でない」（41件）



「妥当である」（503件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成29年度に188件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、178件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、14件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第16号、第79号、第80号、第95号、第102号、第108号、第222号、第253号、第283号、第324号、第388号、第538号、第556号及び第557号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成29年度に58件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、54件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、7件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第135号、第237号、第366号、第437号及び第475号並びに平成29年度（独情）答申第43号及び第73号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成29年度に91件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、75件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、8件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第8号、第121号、第461号、第466号、第467号、第468号、第519号及び第521号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成29年度に4件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、4件について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成29年度に2件の諮問を受け、平成29年度の諮問について1件の答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第396号並びに平成29年度（独情）答申第15号、第24号、第43号、第47号及び第48号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、2件（注）である。

（注）平成29年度（行情）答申第218号及び第220号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成29年度の諮問件数は283件、答申件数は322件である。

なお、平成17年度から平成29年度までの総諮問件数は2,816件、総答申件数は2,599件であり、平成29年度末時点で審議中の件数は136件である。

○個人情報保護関連

[平成29年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	203	232	6
独立行政法人等	80	90	1
合計	283	322	7

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	163	198	6	74	80	1
訂正請求関連	23	21	0	2	8	0
利用停止請求関連	17	13	0	4	2	0
合計	203	232	6	80	90	1

[平成17年度～平成29年度]

(単位：件)

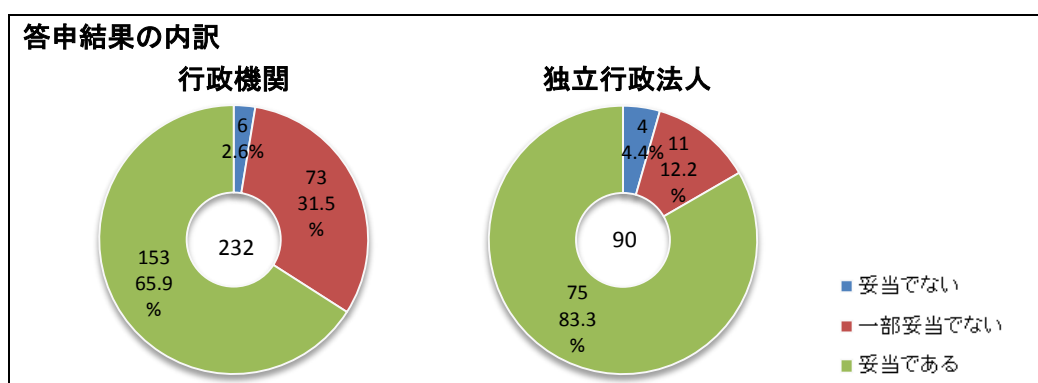
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成29年度末) (a-b-c)
	(a)	(b)	(c)	
行政機関	2,161	1,979	64	118
開示請求	1,981	1,833	59	89
訂正請求	140	117	4	19
利用停止請求	40	29	1	10
独立行政法人等	655	620	17	18
開示請求	558	528	15	15
訂正請求	74	72	2	0
利用停止請求	23	20	0	3
合計	2,816	2,599	81	136
開示請求	2,540	2,362	74	104
訂正請求	213	188	6	19
利用停止請求	63	49	1	13

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成29年度に出された答申件数（322件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、94件（29.2%）である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	6件 (2.6%)	4件 (4.4%)	10件 (3.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	73件 (31.5%)	11件 (12.2%)	84件 (26.1%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			94件 (29.2%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	153件 (65.9%)	75件 (83.3%)	228件 (70.8%)
合計	232件 (100%)	90件 (100%)	322件 (100%)

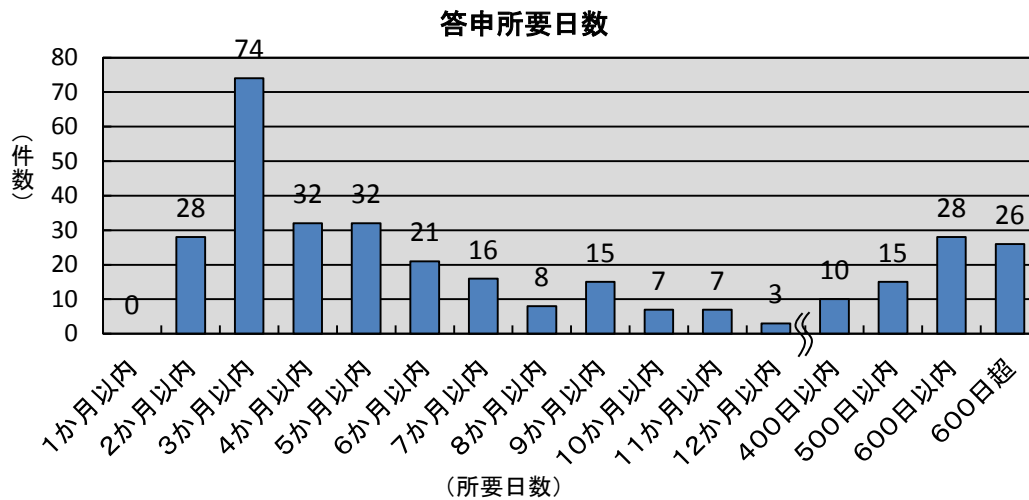


3 平均処理期間・審議回数

平成29年度の答申（322件）について、平均処理期間は246.7日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では39日で処理が終了しており（平成29年度（行個）答申第62号及び第63号）、最長の事件では1,102日かかっている（平成29年度（独個）答申第53号及び第54号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、1.9回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は6か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は9か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成29年度の答申（322件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

平成29年度の答申（322件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは170件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成29年度の答申（322件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

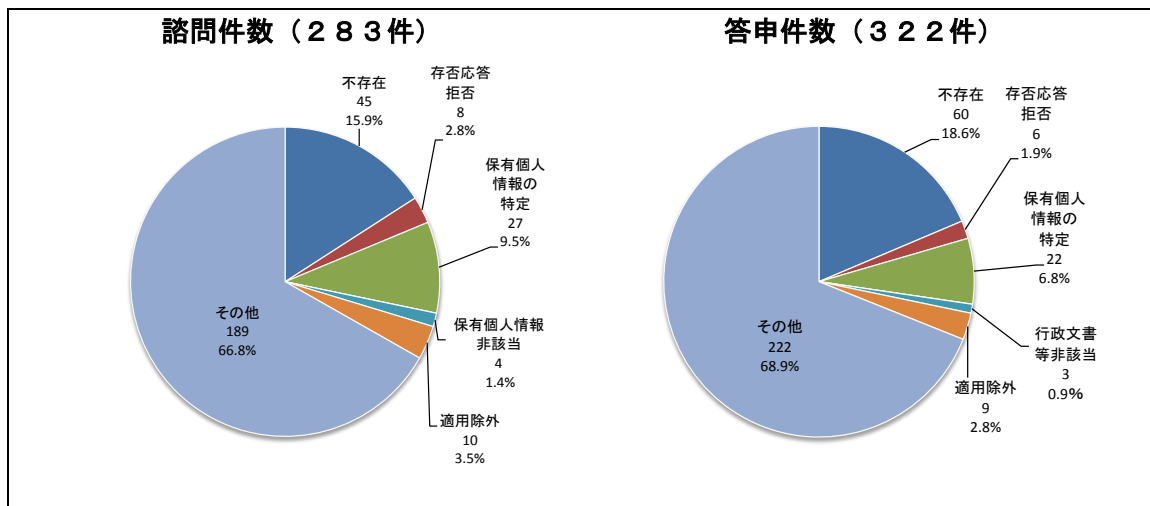
(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

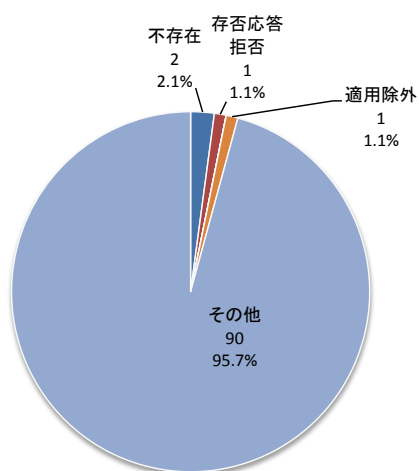
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	45	60	2	0	2	58
存否応答拒否事件	8	6	1	1	0	5
保有個人情報の特定を争う事件	27	22	0	0	0	22
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	4	3	0	0	0	3
適用除外事件	10	9	1	1	0	8
その他事件	189	222	90	8	82	132
合計	283	322	94	10	84	228

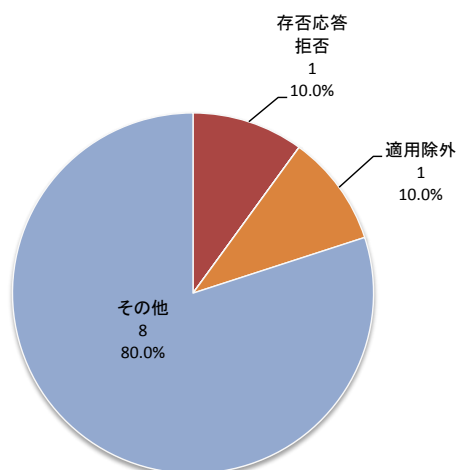


答申結果別の内訳

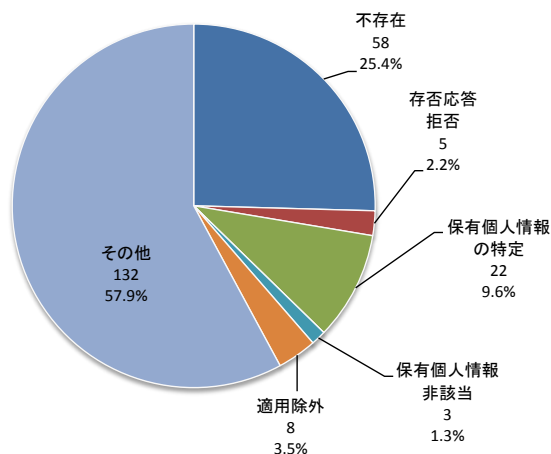
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（94件）



「全部を妥当でない」（10件）



「妥当である」（228件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成29年度では45件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、60件について答申を出している。

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成29年度に8件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問も含め、6件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）平成29年度（独個）答申第43号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成29年度に27件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、22件について答申を出している。

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成29年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成29年度に4件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、3件について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成29年度に10件の諮問を受け、平成28年度以前の諮問を含め、9件について答申を出している。

この適用除外を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）平成29年度（行個）答申第99号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成29年度の答申を整理すると、121件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（26件）、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（26件）が最も多く、続いて、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（15件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（12件）、情報提供に関する付言（7件）、補正に関する対応に関する付言（4件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（26件）

- ・ 原処分の不開示理由について「当該行政文書を保有していないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は保有していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

（平成29年度（行情）答申第56号）

- ・ 処分庁は、原処分において、本件対象文書を特定し、法5条1号を理由にその一部を不開示としているが、原処分に係る行政文書開示決定通知書上は、不開示とした部分につき、「個人の権利利益を害するおそれがある部分」と記載した部分があり、いかなる部分を不開示としたのかが不明確である。

原処分については、開示請求者が開示実施文書を入手しない限り、いずれの文書のいかなる部分が不開示とされているのかを了知し得ないほか、不開示部分を明示しないこととする結果、決定の後に具体的な不開示部分を変更して開示実施文書を作成するような恣意を許す余地もあるのであるから、上記のような記載の方法は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切でないと考えられる。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、不開示部分についてより明確に記述するなど、適切な対応が望まれる。

（平成29年度（行情）答申第113号）

など

2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(26件)

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、約10年8か月が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(平成29年度(行情)答申第527号)

など

3) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(15件)

- ・ 当審査会において、平成28年9月29日付け閣安保第569号の行政文書開示等決定通知書を確認したところ、「3 不開示とした部分とその理由」の(4)には、「以上のことから、法第5条第1号及び第4条に定める」との記載があるが、「第4条」は、「第4号」の誤りである。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、どの不開示情報に該当することとなるのかについて誤解を招くことから、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

(平成29年度(行情)答申第165号)

- ・ 諮問庁は、特定森林管理局は文書3を保有しているものの、これについては、原処分に先立ち、開示請求者(審査請求人)から開示しないことについて了解を得たため不開示とした旨説明しているが、本件不開示決定通知書には、文書3を不開示とする理由として、上記事情についての言及はないばかりか、「開示請求された行政文書については、保有していないので不開示とします。」として、事実と異なる記載がされているところである。

さらに、文書1、文書2及び文書4の不開示理由についても、文書3と同じ記載がされているところ、そもそも、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められるのであるから、文書1、文書2及び文書4を不開示とする理由も、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといえる。

このように、本件不開示決定通知書の記載には不適切な点が認められるところであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について十分に留意すべきである。

(平成29年度(行情)答申第356号)

など

4) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(12件)

- ・ 本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「一」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載するなどの方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

(平成29年度(行情)答申第68号)

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報記録された文書名として、別紙の2のとおり開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる2文書に記録された保有個人情報の開示を行ったものであるが、本来、開示決定通知書には、特段の支障がない限り、保有個人情報記録されている文書の名称を具体的に記載すること等により、特定した保有個人情報をより具体的に明示すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(平成29年度(行個)答申第230号)

など

5) 情報提供について付言したもの(7件)

- ・ 本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行個法12条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人に係る情報の開示を求めるものである。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、行個法に基づく開示請求を行っていないとのことである。

処分庁は、行個法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(平成29年度(行情)答申第359号)

- ・ 本件は、審査請求人が、当初開示決定を受けた保有個人情報の一部につき、訂正請求をしようとしたところ、開示を受けた日から90日以内という訂正請求の期限を徒過していたため、再度、開示請求をし、本件の訂正請求を行ったものである。

今後、処分庁においては、法47条の趣旨に照らして、開示請求者に対して、適切な情報提供に努められたい。

(平成29年度(行個)答申第157号)

など

6) 補正に関する対応について付言したもの(4件)

- ・ 諮問庁の説明によれば、本件請求文言は「本件閣議決定について、担当部局が作成した(略)行政文書の全て」となっているが、本件閣議決定に至る過程で作成された文書のみならず、同過程で取得された文書も本件請求文書に含まれる趣旨であることを審査請求人に確認して、原処分を行ったとのことである。しかし、同過程で取得された文書も本件開示請求に含むことが開示請求者の意思であることを確認したのであれば、請求文言についてもそのように補正すべきであった。

処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意して適切に対応することが望まれる。

(平成29年度(行情)答申第164号)
など

7) 文書等の特定について付言したもの(3件)

- ・ 上記第3の2のとおり、処分庁は、本件開示請求の趣旨について、本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄に「平成26年4月1日から平成28年3月31日に開催された薬価算定組織(保険局)の議事録、議事次第、出席者名簿、資料(算定案、検討結果に係るもの)のうち、価格決定に係るもの全て」と記載されていることを踏まえ、議事要旨を特定して対応したものであるが、本件のように原処分を行う前に審査請求人と連絡を取ったのであれば、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

(平成29年度(行情)答申第430号)
など

8) 開示・不開示の判断について付言したもの(2件)

- ・ 本件は、原処分において、本件懲戒処分の性質に鑑みれば本来開示すべきではないと考えられる部分までもが開示されており、諮問庁においては、今後、開示請求がなされた場合、その開示・不開示の判断に当たっては、情報公開制度の趣旨に鑑み、適切に判断することが望まれる。

(平成29年度(独情)答申第41号)
など

9) 審査会への対応について付言したもの(2件)

- ・ 当審査会における審議に当たり、諮問庁からは、相当期間にわたり十分な背景説明や情報提供が行われなかったため、審理に時間を費やさざるを得なかった。諮問庁においては、今後、諮問を行う場合には、当審査会として迅速かつ適切な調査審議及び判断ができるよう、詳細な情報提供等を当初から速やかに行うことが望まれる。

(平成29年度(独個)答申第53号)
など

10) 文書管理について付言したもの(2件)

- ・ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、その一部については、作成年月日が本件開示請求日よりも後であると認められる。この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、これらの文書は、本件対象文書の一部が本件開示請求日以降に更新されたものであり、更新前の文書については、保存期間が満了したことから廃棄したとの説明があった。

公文書等の管理に関する法律施行令9条において、現に係属している不服申立てにお

ける手続上の行為をするために必要とされる行政文書ファイル等については、保存期間を延長する場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間保存しなければならないとされているところ、その趣旨に照らせば、本件対象文書が審査請求の対象となり、当審査会への諮問中であるにもかかわらず、その一部を保存期間が満了したことを理由に廃棄したことは、著しく不適切であり、今後、処分庁においては、公文書等の管理に関する法令の趣旨を踏まえ、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

(平成29年度(行情)答申第333号)

など

1 1) 開示の実施手続について付言したもの(1件)

- ・ 本件においては、上記1(2)のとおり、開示の実施に誤りがあったものであり、今後、諮問庁においては、手続をより一層、適正、的確かつ慎重に行うよう留意されたい。

(平成29年度(行情)答申第70号)

1 2) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(1件)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、開示請求から原処分までの経緯を確認させたところ、開示請求書の受付日は平成28年12月7日であったのに、誤って同月9日と認識して処理を進めたため、結果として法が定める期限を4日徒過したものであるとのことであった。これは、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(平成29年度(行情)答申第255号)

1 3) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(1件)

- ・ 本件については、原処分時において、適切に本件開示請求の対象となる行政文書の探索及び確認を行っていれば、文書1から文書11まで、文書18及び文書19の電磁的記録の存在を確認できたはずであるから、それらをいずれも保有していないとした処分庁の決定は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に探索及び確認を行うことが望まれる。

(平成29年度(行情)答申第330号)

1 4) その他(30件)

- ・ 本件対象文書は、平成28年(1月から12月まで)の出勤簿であるところ、原処分においては、①同年1月1日から同年3月31日までの期間及び②同年1月29日から同年12月31日までの期間について、全て白塗りとされていることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、上記①及び②の期間は本件開示請求の対象外であると判断し、白塗りとしたものであるとの

ことであった。この点については、本件審査請求において具体的に争われてはいないが、情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであり、その一部でも白塗りにした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存するののかも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、このような白塗りは避けるべきであり、今後、処分庁及び諮問庁においては、適切に対応することが強く望まれる。

(平成29年度(行情)答申第127号)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、千葉労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、千葉労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については、開示することが望ましい。

(平成29年度(行個)答申第41号)

など

【参考】平成29年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(26件)	平成29年度(行情) 答申第56号 平成29年度(行情) 答申第107号 平成29年度(行情) 答申第108号 平成29年度(行情) 答申第113号 平成29年度(行情) 答申第161号 平成29年度(行情) 答申第166号 平成29年度(行情) 答申第174号 平成29年度(行情) 答申第201号 平成29年度(行情) 答申第251号 平成29年度(行情) 答申第252号 平成29年度(行情) 答申第274号 平成29年度(行情) 答申第277号 平成29年度(行情) 答申第356号 平成29年度(行情) 答申第389号 平成29年度(行情) 答申第394号 平成29年度(行情) 答申第457号 平成29年度(行情) 答申第458号 平成29年度(行情) 答申第469号 平成29年度(行情) 答申第518号 平成29年度(行情) 答申第555号 平成29年度(独情) 答申第6号 平成29年度(行個) 答申第35号 平成29年度(行個) 答申第87号 平成29年度(独個) 答申第21号 平成29年度(独個) 答申第53号 平成29年度(独個) 答申第54号
2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(26件)	平成29年度(行情) 答申第14号 平成29年度(行情) 答申第15号 平成29年度(行情) 答申第65号 平成29年度(行情) 答申第98号 平成29年度(行情) 答申第99号 平成29年度(行情) 答申第101号 平成29年度(行情) 答申第203号 平成29年度(行情) 答申第207号 平成29年度(行情) 答申第222号 平成29年度(行情) 答申第377号 平成29年度(行情) 答申第404号

	<p>平成29年度（行情）答申第405号 平成29年度（行情）答申第420号 平成29年度（行情）答申第448号 平成29年度（行情）答申第527号 平成29年度（行情）答申第531号 平成29年度（独情）答申第52号 平成29年度（独情）答申第60号</p> <hr/> <p>平成29年度（行個）答申第83号 平成29年度（独個）答申第67号 平成29年度（独個）答申第71号 平成29年度（独個）答申第80号 平成29年度（独個）答申第81号 平成29年度（独個）答申第82号 平成29年度（独個）答申第86号 平成29年度（独個）答申第89号</p>
3) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したものの（15件）	<p>平成29年度（行情）答申第22号 平成29年度（行情）答申第59号 平成29年度（行情）答申第60号 平成29年度（行情）答申第98号 平成29年度（行情）答申第99号 平成29年度（行情）答申第154号 平成29年度（行情）答申第165号 平成29年度（行情）答申第336号 平成29年度（行情）答申第356号 平成29年度（行情）答申第481号</p> <hr/> <p>平成29年度（行個）答申第13号 平成29年度（行個）答申第166号 平成29年度（行個）答申第188号 平成29年度（独個）答申第53号 平成29年度（独個）答申第54号</p>
4) 開示決定等における対象文書の表記について付言したものの（12件）	<p>平成29年度（行情）答申第68号 平成29年度（行情）答申第114号 平成29年度（行情）答申第174号 平成29年度（行情）答申第175号 平成29年度（行情）答申第276号 平成29年度（行情）答申第396号 平成29年度（行情）答申第414号 平成29年度（行情）答申第415号 平成29年度（行情）答申第416号</p>

	平成29年度（行情）答申第484号 平成29年度（行情）答申第517号 平成29年度（行個）答申第230号
5) 情報提供について付言したものの（7件）	平成29年度（行情）答申第90号 平成29年度（行情）答申第91号 平成29年度（行情）答申第359号 平成29年度（行情）答申第381号 平成29年度（独情）答申第17号 平成29年度（独情）答申第28号 平成29年度（行個）答申第157号
6) 補正に関する対応について付言したものの（4件）	平成29年度（行情）答申第71号 平成29年度（行情）答申第102号 平成29年度（行情）答申第164号 平成29年度（行情）答申第505号
8) 文書等の特定について付言したものの（3件）	平成29年度（行情）答申第102号 平成29年度（行情）答申第330号 平成29年度（行情）答申第430号
7) 開示・不開示の判断について付言したものの（2件）	平成29年度（独情）答申第41号 平成29年度（行個）答申第217号
9) 審査会への対応について付言したものの（2件）	平成29年度（独個）答申第53号 平成29年度（独個）答申第54号
10) 文書管理について付言したものの（2件）	平成29年度（行情）答申第333号 平成29年度（独個）答申第21号
11) 開示の実施手続について付言したものの（1件）	平成29年度（行情）答申第70号
12) 開示決定の迅速・的確化について付言したものの（1件）	平成29年度（行情）答申第255号
13) 開示決定等に係る調査不足について付言したものの（1件）	平成29年度（行情）答申第330号
14) その他（30件）	平成29年度（行情）答申第115号 平成29年度（行情）答申第127号 平成29年度（行情）答申第242号 平成29年度（行情）答申第376号 平成29年度（行情）答申第386号 平成29年度（行個）答申第41号

	平成29年度（行個）答申第67号
	平成29年度（行個）答申第85号
	平成29年度（行個）答申第86号
	平成29年度（行個）答申第94号
	平成29年度（行個）答申第104号
	平成29年度（行個）答申第120号
	平成29年度（行個）答申第126号
	平成29年度（行個）答申第127号
	平成29年度（行個）答申第142号
	平成29年度（行個）答申第143号
	平成29年度（行個）答申第144号
	平成29年度（行個）答申第147号
	平成29年度（行個）答申第148号
	平成29年度（行個）答申第153号
	平成29年度（行個）答申第154号
	平成29年度（行個）答申第178号
	平成29年度（行個）答申第183号
	平成29年度（行個）答申第211号
	平成29年度（行個）答申第212号
	平成29年度（行個）答申第213号
	平成29年度（行個）答申第215号
	平成29年度（行個）答申第218号
	平成29年度（行個）答申第221号
	平成29年度（行個）答申第223号

(注) 平成29年度（行情）答申第98号，第99号，第102号，第174号，第330号及び第356号並びに平成29年度（独個）答申第21号，53号，54号においては，複数の項目にわたって付言している。